

防整施（事）第173号
令和7年3月28日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、通達する。

添付書類：別紙

自衛隊施設における太陽光発電設備の整備方針

(趣旨)

第1 自衛隊施設（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第4条第1号に規定する施設をいう。以下同じ。）は、有事や災害時の拠点となるものであり、運用の継続性を保つ必要があることから、自衛隊施設の機能維持に必要な電力量を確保することが重要である。

そこで、自衛隊施設の整備においては、太陽光発電設備の導入を促進することにより、平時における商用の電力の使用を節減するだけではなく、商用電源が途絶した際の代替の電源の一つとして位置づけることとする。

そのため、この通達は、自衛隊施設の整備における太陽光発電設備の整備方針を明確にし、適切かつ効率的に太陽光発電設備の導入の促進を図ることを目的とする。

(太陽光発電設備の整備方針)

第2 自衛隊施設においては、当該自衛隊施設全体として必要となる電力量の確保に要する発電規模に応じた太陽光発電設備の整備を基本とする。

2 大臣官房長、防衛本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官（以下「大臣官房長等」という。）は、自衛隊施設を構成する個々の建築物における太陽光発電設備の整備の可否の決定に当たっては、太陽光発電設備が当該自衛隊施設における部隊運用等に対して与える影響等を踏まえ、検討を行うものとする。

3 大臣官房長等は、2の検討と並行して、自衛隊施設における蓄電池の整備の要否についても検討を行い、その要否を決定するものとする。この検討は、当該自衛隊施設の機能維持の程度等を踏まえた電力需要を考慮し行うものとする。

(協力)

第3 ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池について、防衛省においても、政府が主導する官民の連携による社会実装に向けた取組に積極的に協力するものとする。

(委任規定)

第4 この通達の実施に関し必要な事項は、整備計画局長が定める。